

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：渡津保育所		種別：認可保育所		
代表者氏名：所長 佐々木 文子		定員（利用人数）：８０名（３０名）		
所在地：江津市渡津町５０８－１				
TEL：（０８５５）５２－２０８２		ホームページ： https://www.city.gotsu.lg.jp/site/hoikusyo/26937.html		
【施設の概要】				
開設年月日：昭和２７年１０月１日				
経営法人・設置主体（法人名等）：江津市				
職員数	常勤職員：	１５名	非常勤職員	０名
専門職員	保育士	１３名		
	調理師	２名		
施設・設備の概要	乳児室	１室	園庭	１ヶ所
	保育室	５室	休憩室	１室
	遊戯室	１室	絵本コーナー	１ヶ所
	事務室	１室	トイレ	１ヶ所
	調理室	１室	テラス	１ヶ所
	沐浴室（乳児トイレ）	１室	ホール	１ヶ所

③ 理念・基本方針

《保育理念》

- ・江津市立渡津保育所は、児童福祉法、児童の権利に関する条約、市民憲章などを踏まえ、入所するすべての子どもの福祉を積極的に推進します。
- ・ひとりひとりの子どもの健全な心身の発達を図り、穏やかな成長を援助することを基本理念とします。

【保育方針】

- ◇ 一人一人の子どものありのままの姿を受け入れ、よりよい環境のもとで、安定した生活と充実した活動ができるようにする。
- ◇ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養う。
- ◇ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境の構成と子どもの主体的な活動を大切にし、遊びを通じて乳幼児にふさわしい体験が得られるようにする。

- ◇ 人との関わりの中で、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ◇ 生きる喜びと困難な状況に対処する力を育てる。
- ◇ 楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培う。

【保育目標（めざす子どもの姿）】

心もからだもたくましい子ども

- ・いのちを大切にする子ども
- ・明るく生き生きした子ども
- ・やさしさと思いやりのある子ども
- ・豊かな感性をもつ子ども
- ・食の楽しさ大切さがわかる子ども

④ 施設の特徴的な取組

昭和27年に開設された渡津保育所は、木造平屋建ての木の温もりを感じる園舎で保育が行われています。

全国と同様に江津市に於いても少子化が進んでいますが、大切な子どもの穏やかな育ちを支えるために家庭、地域、行政がそれぞれの役割を持ちながら一体となって子育てを支援することが必要であり、保育所としての機能・役割を果たすための事業運営が行われています。

・ 障がい児保育を含めた統合保育

年齢、性別、国籍、障がいの有無に関係なく一人一人の発達に合わせた保育をする

・ ネイチャーゲーム

少年自然の家に出かけてスタッフと自然に関わりのある活動をしている

・ 食育の日

年間食育計画を立てて、毎月食に関する活動を実施し、菜園活動やクッキングなどを行っている

・ 自然を生かした遊び

河川敷が近くにあるため、草滑りや風揚げなど、広い原っぱでのびのび遊んでいる

・ フッ化物洗口

4歳児から毎日行い虫歯にならないよう気を付けている

・ 休日保育

日曜日、祝日に保育を希望する保護者への援助をしている

・ 一時保育

在宅の子どもさんの預かりを希望されたときに保育をしている

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年12月1日（契約日）～ 令和7年2月21日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（初回）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○保育施設から小学校への学びの連続性を確保するための取組み

江津市幼小連携・接続推進会議、幼小合同研修会を通じて、渡津小学校との協議を重ね、今年度、校区の「架け橋期のカリキュラム」を作成しておられます。

保育所は子どもが大人への成長に向けての土台作りの場として、生き抜く力を養う（非認知力、粘り強さ、自己肯定感、協調性、表現力等）ための取組みとして保育環境の整備が求められ、小学校は児童の学習力の向上や人間形成等への取組みに向けて努力されています。

それぞれが掲げる目標に向かって邁進されています。

小学校一年生の生活科の授業（令和6年秋祭り）へ保育所の5歳児が参加する等、一緒に秋祭りに因んだ遊びを教えてもらい、更には、ゲーム等での楽しみ会を経験する等、1年生に就学するのを心待ちにする姿が頼もしいものです。

○保育の質の向上に向けて

他園の保育職員や幼児教育センター（幼児教育コーディネーター）の方々をお招きした公開保育（年3回）の実施による保育実践の振り返りが行われ、指導や評価を受ける等により組織的な保育の質の向上に向けての取組みが行われています。

不適切な保育の防止対策として、自己チェックリストによる検証や江津市としての人事評価に於ける自己評価（チェックシート等）を行った後、所長面談等による就業状況の基礎評価や指導・アドバイス等が行われています。

○渡津保育所の養育環境の提供（遊びの中から育む教育）の本質の検証

3歳児～5歳児までの各クラスの指導計画（週・月案）がそれぞれ成長過程で作成され、5領域の成長目的に向けた養育環境の提供を行い、子どもの育つ姿を幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を念頭に置いて捉え、職員の協議を重ねて掲示物を作成され、所内の壁面に貼り出して、保護者等に理解を深めて頂けるよう努力されています。

10の姿を成長させるための環境作りと提供する遊びの環境を通して成長へつながるという関係性の認識と今後の取組みへの反映へ向けて理解を深められています。

◇改善を求められる点

○江津市立保育所の特性と渡津保育所の魅力化の推進に向けて

江津市の子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）に連動した子ども達の健康的な生活の保持に向け、「ごうつすくすく相談ネット協議会」や保育施設等への「巡回相談」等への研修に参加する等、配慮の必要な児童の増加への対応等へ積極的に取組まれ

ています。

更に、子ども養護・教育魅力化プロジェクト等、渡津保育所が基本とする「遊びの中からの学び」（保育の分野）から地域の子どもの養育に貢献する職場づくりに期待します。

○ ICT導入のメリットを十分生かした効率的な事業運営に向けて

業務の改善に向けたICT導入による職員が作成する各種資料のパソコン作業環境の整備や保護者への緊急時連絡等のまちこみメールでのアプリ活用等の業務改善が進められています。

業務のペーパーレス化の進展が進んでいない状況に見えます。保育園システム・アプリの導入等による指導計画（週・月案）に対する評価や日報管理等の管理業務、現在の保護者とのコミュニケーションツール（まちこみメール）や連絡ノートの使用扱い等の検討、保育サービスの質の向上に向けた取組みや保護者や子どもの基本台帳等や職員の人事管理や人権研修履修簿等の管理業務の効率化の更なる進展の取組みに期待します。

○ 地域ボランティア活動の推進に向けて

地域の多様な方々との出会いや保育運営に於ける協力等は、子ども達の大きな成長にもつながることから地域文化財・特産等の歴史（神楽等）とのふれあいや絵本の読み聞かせ、園庭のミニ花壇づくり、野菜の収穫等の体験学習や社会参加等は、保育環境の更なる充実につながることからボランティア受入れマニュアルの策定や地域のボランティア団体へのアプローチ等の取組みに期待します。

⑥ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受けて良かったです。

保護者や職員からの忌憚のない意見や第三者評価者からの結果を受け、自園の強みと弱みを改めて考えることができました。

今後、このご意見を励みとして一層の努力と子ども達のための保育を目指していきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（保育所）

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
＜コメント＞ ・めざす子ども像（保育目標）、保育方針等が、ホームページ、入所のしおり、パンフレット、保育所要覧等に掲載され広く周知が図られています。 ・職員に対しては、新年度の保育所会議において周知が図られています。 ・保護者等に対して、入所式・総会等に於いて説明が行われ理解を深めて頂いておられます。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
＜コメント＞ ・江津市の子ども・子育て支援事業計画等に於ける世帯数、人口（乳幼児・児童等の人口構成等）の推移及び江津市子ども・子育て会議等での子育て支援に向けての情報収集等により、事業を取り巻く環境の把握・分析が行われています。 ・市立保育所としての役割を果たすため、職員体制、人材育成等、乳幼児保育の環境変化に適切に対応する保育所としての運営を行うこととされています。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
＜コメント＞ ・経営課題については、江津市子育て支援課との調整による事業方針の設定やコスト削減対策、組織運営体制及び養育内容等を共有した公営事業としての経営が行われています。 - また、市全体の課題への取組みとして、延長保育、休日保育（日曜日、祝日）、一時保育、障がい児保育の保育サービスが展開されています。 - 保護者等の要望を踏まえて、江津市全域の保育園児の休日保育の受入れを行う等の市立保育所としての役割・機能を果たされています。 ・保育所としては職員の資質や専門性に応えるため研修の強化等に取り組まれています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
＜コメント＞ ・江津市子ども・子育て支援事業計画に連動した子ども達の健康的な生活の保持に向け、「ごうつすくすく相談ネット協議会」や「巡回相談」等への研修に参加する等して取組まれています。 ・渡津保育所としての中・長期計画を作成されていますが職員間で協議する場が持たれておりません。 保育目標（めざす子ども像）の達成に向け、保育環境や保育を支える人材の育成方針等、中・長期ビジョンを明確にした組織運営に期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
＜コメント＞ ・地域ニーズ等を反映した事業が運営され、保育所としての乳幼児の発達過程を考慮した全体的な計画として、「育みたい3つの柱、5領域のねらい、小学校へつながる連続性を意識した幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿等」が策定されています。 ・全体的な計画に基づき、年間保育計画（指導計画）としての「食育計画、保健計画、研修計画、イベント・行事計画」等のより具体的な実行計画の作成が行われています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
＜コメント＞ ・事業運営の成果や課題等を集約した事業報告書が作成され、次の年度の事業計画への策定につなげておられます。 次年度事業計画策定の際には職員全体の意見を聞く機会を持つ様にしておられます。 また、年間の行事計画においては、その都度振り返りや反省点が整理され次回への取組みに反映されています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
＜コメント＞ ・保護者役員会、総会等での年間計画の説明や当年度の入所のしおりにおいて、保育所設備の修繕や新規の遊具等の導入計画や保育日程、災害発生時の対応（引き渡しカードの注意点等）や防火と安全管理、緊急時の連絡体制等の周知が行われています。 ・保護者へは、定期的な園だより、クラスだより、給食一覧表等を活用して、保育内容やお知らせ等の周知を図り、事業運営への理解を深める取組みが行われています。 全体的な計画による具体的な取組み計画等について、理解頂ける工夫に期待します。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
＜コメント＞ ・年に3回公開保育を行い、他園の職員や幼児教育センターの幼児教育コーディネーターの方々による指導や評価を受ける等、保育の質の向上に向けて取組まれています。 ・不適切な保育の防止対策として、自己チェックリストによる検証や江津市としての人事評価に於ける自己評価を行った後、所長面談による就業状況の基礎評価や指導・アドバイス等が行われています。 ・今回、初めての福祉サービス第三者評価の受審が行われ、組織運営、幼児期の養育環境の整備や保育支援等への組織的な自己評価による渡津保育所の特性や課題等への気付きの検証に取組んでおられます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
＜コメント＞ ・公開保育の振り返りの実施や幼児教育センターの幼児教育コーディネーターによる指導・評価等を踏まえて、職員会議での討議を通じて、保育所の理想の姿に向けた職員間の共有化を図る取組みが行われています。 ・KJ法（断片的・創造的な考えや思考をグループ化して整理する）を活用し、日常の保育シーン（人的、自然、社会環境等）の検証と子ども達の興味・関心、且つ生きる力との結びつきを検証し、粘り強さや自己肯定感、非認知力を遊びの中から育めるようにしていくために、ミニ職員会議を繰り返しながら取組まれています。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
＜コメント＞ ・組織表、職務分掌等が明文化され、年度当初の職員会議で所長としての役割・責任が明確にされています。 ・保護者総会、園だより等に於いても保育運営等に関する所長としての挨拶表明等が行われています。 ・防災計画、事業継続計画も策定されており、有事の際の指示系統も明確にしておられます。		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
＜コメント＞ ・法改正等については、江津市から情報等の連絡があり、都度職員会議において、職員への周知や事務室への掲示等が行われています。 ・不適切保育防止としてのチェックリストを活用した職員の自己評価の取組が行われています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ ・日々の園内の子どもや職員の様子は、全て把握する環境にあることから緊急時の対応や職員の困りごと等へタイムリーな対応が行われています。 ・人事評価時の職員面談による就業に対する気付きや助言が行われています。 また、人材育成につながる研修・資格等の要望の聴き取りや研修計画等への反映が行われています。 ・全体的な計画の策定や各クラスの保育計画の検証や指導・アドバイスをを行う等、質の向上に向けた指導力を発揮されています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
＜コメント＞ ・業務の改善に向けたＩＣＴ導入に取組まれており、各種資料作成のためのパソコン環境の整備や保護者への行事案内や緊急時連絡としてまちこみメールアプリ活用等の業務改善が進められています。 現在も連絡ノートの作成や園児の登降チェック等、手作業による対応が実施されていますが、更なる業務の改善に期待します。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
＜コメント＞ ・江津市子育て支援課との連携を図り、子どもの入所数の推移、保育所の運営にあわせた職員の的確な人員配置や定着率のよい職場環境の維持、改善等に努められています。 ・全国的にも厳しい福祉人材の不足が表面化しており、福祉人材の発掘に向けた中・高校生の職場見学や学生等のインターンシップの積極的な受入れの活動も必要な時代となりました。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
＜コメント＞ ・市の行政給与条例等に適応した勤務条件書に基づき、職員一人ひとりの人事評価シートが作成されています。 - 所長や上席による面談を通して目標の設定や年度末の年間達成状況の確認と人事評価の検証が行われています。 ・職員一人ひとりの実績、業務遂行能力等が把握され、適切な人員配置や給与等への反映が行われています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
＜コメント＞ ・職員の働きやすい職場作りに向けた勤務条件通知書が作成され、勤務時間管理による就業時間内に仕事が完了出来るような環境作りに努力されています。 ・江津市の庶務規程に沿った職員の健康管理や福利厚生制度の休暇制度及び職員共済組合等への加入による働きやすい職場作りが行われています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・人事評価時、所長による職員一人ひとりへの面談を行い、人事評価シートを使用してのふり返し等、業務の遂行状況の検証や業務スキルの把握と共に必要なアドバイス等が実施されています。 ・職員の今後の研修要望等を確認し研修計画への反映が行われています。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
＜コメント＞ ・研修計画は、必須研修としての内部研修や外部研修の実施に加えて、関係機関（島根県保育協議会、福祉人材センター、社会福祉協議会等）からの研修案内を基にした研修が行われています。 ・園内研修の他、公開保育による他園職員や幼児教育センターの先生からの評価や指導を受ける取組みが行われています。 - また、園内での不適切対応等のチェックリストの振り返りによる現状認識への対策や接遇マナーや救急救命（防災訓練等）等、園として必要とする保育人材の質の向上に向けた取組みが定期的に実施されています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
＜コメント＞ ・職員一人ひとりのスキルに合った研修への参加、キャリアアップ基準に沿った研修の実施や必要な資格取得に向けた研修が実施され、研修後は個人の研修履歴がデータベース管理されています。		

・研修参加後は、研修報告（復命書）が提出され、他の職員も必要であれば、園内での報告が行われる等の共有が図られています。 ・新規入職の職員への新任研修が実施され、主任・クラスリーダー等による職場のＪＴによる職務を通じた実践研修が行われています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
＜コメント＞ ・実習生受入れマニュアルに基づき、受付窓口や実習体制を確立した積極的な取組が行われています。 ・受付窓口担当と、福祉専門学校による実習プログラム調整や保護者、職場内への開催日程等の周知が行われ、開催の当日は、オリエンテーションによる保育実習内容、注意事項等の説明が行われ、保育現場での実習が行われています。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
＜コメント＞ ・ホームページ、入所のしおり等において、保育理念・基本方針、施設環境、保護者会、保育のサービス提供内容（時間や延長保育、休日保育等）、健康管理、防災と安全管理、所定のルールや必要な自己負担等の入所に必要な情報等が地域に広く公開されています。 ・保護者総会、園だより、公開保育、定期的に保育所玄関等へ保育所での子どもの様子の掲示等も行われています。 ・今回初めての福祉サービス第三者評価の受審が行われています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞ ・県の監査等が実施され、指摘事項への改善対策や実行管理による適切な事業運営が行われています。 ・保育所では、基本的に市での経理処理等の対応が行われることとなっています。 - 一部必要な文房具用品等の購入の場合は、１０日毎に子育て支援課に請求書等提出しておられます。 - 園舎改修、大型遊具等の修繕等は、事前の市への相談や稟議承認等による修繕、購入を実施しておられます。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・地域の行事や催しについてのポスター等の案内を施設掲示する等のお知らせが行われています。 ・地域の渡津コミュニティ協議会との交流が深められ、入園式に会長の出席や防災訓練等を一緒に実施する等の取組みが行われています。 ・小学校との架け橋期のカリキュラムの作成や交流、放課後児童クラブとの交流も深められています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
＜コメント＞ ・行政職員による園の行事の応援やお抹茶教室ボランティア等快く受け入れておられます。 ・地域文化財・特産等の歴史（神楽等）とのふれあいや絵本の読み聞かせ、園庭のミニ花壇づくり、野菜の収穫等の体験学習や社会参加等は、保育環境の更なる充実につながることからボランティア受入れマニュアル（受入れ体制等）の策定や地域のボランティア団体へのアプローチ等の取組みに期待します。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
＜コメント＞ ・保育所運営に必要な関係機関（市の子育て支援課、市の巡回相談支援、市内の各保育園、子育て支援センター、社会福祉協議会、小学校、医療機関、消防署、警察署、地域のコミュニティ協議会等）の連携等のネットワークが構築され、安心・安全な保育所運営が行われています。 関係機関のリスト化（一覧表）が整理され、職員が関係機関との対応がいつでも行える体制が図られています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている	b
＜コメント＞ ・地域の福祉ニーズは、渡津コミュニティ協議会や渡津小学校、保護者、子育て支援センター、市の子育て支援課等が中心の情報把握等が行われています。 ・保育所開放日の予定表を公表する等、地域の福祉ニーズの収集等のチャンスを求められていますが、来所が少なく多様な要望等の収集が厳しい現状です。		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
＜コメント＞ ・地域の福祉ニーズを踏まえた、延長保育、休日保育（日・祝日）一時保育、障がい児保育、外国人児童受入れ等の保育事業の提供が行われています。 ・保護者等の要望を踏まえて、市立保育所として機能・役割に向けての取組み活動が進められています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・江津市人権施策推進基本方針の中で「子どもを尊重する保育」が定義され、倫理綱領及び虐待防止マニュアルが策定され、人権擁護セルフチェックシートによる保育者としての振り返りが行われています。 ・子どもの人権を守るため、不適切防止チェックシートによる定期的な自己診断が実施され、子どもの人権の尊重やいじめや虐待の防止に努められています。 ・職員会議等での他園等で発生した事例の紹介や人権尊重に向けた職員意識（不適切保育等の早期発見・通告の義務等）の共有が図られています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
＜コメント＞ ・個人情報保護マニュアルに基づき、入所時の保護者説明会において、個人情報の使用について（園での活動写真等の掲載など）の承諾書へ同意の取得が行われています。 ・保護者へは、保育行事等に於いて家庭のカメラやスマートフォン等で撮影した写真やSNS動画等の取り扱いへの注意等が行われています。 ・子どものトイレの仕切りの実施が行われ、夏のプール遊びの前の年長児の水泳着の着替えも男女別にカーテンで仕切る等の配慮が行われています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞ ・ホームページ・入所のしおり等において、保育目標、保育方針、保育の特性、1日の流れ等の保		

育選択に必要な情報が掲載され、更に詳しく知りたいとされる見学希望者の受入れ等による開放日の設定や一時保育（体験型）等の取組みが行われています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
＜コメント＞ ・入所のしおり（重要事項説明書等）や園だより、クラスだより、保育時間や保育内容、食育計画等、詳しく丁寧に保育所案内等の説明が行われています。 ・入所のしおりの内容変更や子どもの進級時は、適宜、保護者へ文書配布等による理解を得る取組みが行われています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
＜コメント＞ ・他の保育園への変更時には、家族等の要望がある場合は、引継ぎ書の作成等の対応が行われています。 ・移行先の保育園からの問い合わせ等には、保育の継続性を意識した対応や必要な資料の引継ぎを行うこととされています。 ・退所時には、いつでも気軽に相談に応じる等、継続的な子育て支援を行う事を保護者等へ伝えられています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・年2回の保護者の個人懇談会に合せて、個人懇談アンケート（園に対する要望等の聴取）が実施され、保護者の一人ひとりの思いや考え方を受け止め、必要な対策につなげておられます。 ・日常の園児の登降時での保護者対応、連絡ノート、マチコミメール、電話等、多様な方法で保護者の意見や要望を把握する仕組みがあり対応が行われています。 また、玄関先に保護者等のご意見を頂戴するポスト設置されています。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
＜コメント＞ ・苦情解決マニュアルに基づき、苦情解決組織（受付担当者、解決責任者、市の子育て支援課、第三者委員3名）による、苦情の申し出に対する速やかな解決に向けての対応を行うための苦情処理委員会の設置が行われています。 ・入所時の保護者に対し、入所のしおりや苦情解決組織図等での解決対応の仕組み等を説明され、更には、保育所玄関への苦情解決体制等の掲示等、組織的に苦情の受け止や必要な改善に向けての意思表示が行われています。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
＜コメント＞ ・保護者の相談や意見は、日々子ども送迎時や連絡ノート、電話、まちこみメール、意見箱、個人懇談・アンケート等の多様な方法による受け止める対応が行われています。 ・保護者からの個室対応の要望には、事務室、休憩室、他の空き室を活用する等のプライバシー保護にも配慮した対応が行われています。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
＜コメント＞ ・苦情相談と同様に、いつでも全ての職員への申し出に応じる姿勢が示されています。 ・保護者からの意見・要望等を受止めた職員からは、クラスリーダーや受付担当の主任へ報告が行われ、主任から所長へと苦情解決フローと同様に適切な検証や必要な改善対策による相談者へのフィードバック対応が行われています。 ・事業運営に対する些細な意見・要望も組織運営の所長へ届く仕組みが大切であり、相談内容の検討に時間が長引く場合は、検討の途中経過や対応に時間が必要である旨等の事前連絡等が行われることとなっています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
＜コメント＞ ・事故対応マニュアルに基づき、日々の保育室の点検に加え、保育所の園舎、園庭、園内遊具等の安全点検の実施による危険個所の発見や改修が行われています。 - また、園庭等の大型遊具は、職員の目視等による利用時の安全確認が実施され、年1回の外部の業者の点検や必要な修繕が行われています。 ・リスクマネジメント対策として、職員のヒヤリハット報告や事故発生時の保護者等への緊急対応や保護者等への連絡に加えて、市の子育て支援課への報告（報告義務）や再発防止策の検討や改善策に対する実施等の徹底が図られています。 ・園外活動等でのバス利用の際には、昇降チェックの徹底や職員の見守り等の安全確保が行われています。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・感染症マニュアルに基づき、従来の感染症対策に加えて、鳥根県の保育所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等を踏まえた保健衛生・安全対策キャリアアップ研修への職員参加、検温、手洗い、マスク（必要に応じて）、施設内各所の消毒等による感染予防対策が行われています。		

・感染症が発生した場合の感染症経過報告書等による登園できる日程のルールに基づき、感染症対策としての保育環境の維持に取り組まれています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
〈コメント〉 ・災害対応マニュアルに基づいた防災対応組織図の災害等の発生時の指揮命令系統の体制が整備され、風水害、地震、津波、火災等の安全確保を想定した防災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）が策定され、避難訓練（毎月）、消防訓練（年１回）、総合訓練（年１回）等が組織的に実施されています。 ・災害時の保護者への緊急連絡（防災まちこみメール確認の練習含む）や避難、誘導後の引き渡しカードによる引き渡しの対応等の訓練も行われています。 ・毎月の避難訓練に於いて、問題点の把握や避難等における課題等の改善にも取り組まれています。 ・地域の渡津コミュニティーセンターの協力による合同防災訓練が実施され、第一避難所（コミュニティーセンター）から第二避難所（石見智翠館高校）への園外避難を子どもの手をつないでもらったりしながら高台への避難訓練が行われています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
〈コメント〉 ・保育業務に係る各種の業務マニュアルに基づいた保育が展開されています。 ・個別の対応が必要な子どもには指導計画の留意点等を把握・理解した保育が行われています。 ・渡津保育所の理念・基本方針の目的達成に向けた組織内の多様な意見を集約した保育方針としての全体的な計画が策定され、週・月案に反映される等、職員の標準的な取組みが示される等の保育が行われています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
〈コメント〉 ・年度末に職員の活動状況等や組織の自己評価等の振り返りを行い、新たに取り入れる次年度の計画へ反映されています。 ・保育業務に係る各種の業務マニュアルは、定期的な点検による必要な見直し等を実施し、職員全体での勉強会等による理解を深める取組みに期待します。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定してい	b

	る。	
＜コメント＞ ・ 保育所入所時には保護者等へ子どもの健康状況、家庭環境の聞き取りや子どもの身体測定等のアセスメントが実施され、児童票が作成され、指導計画に反映されています。 ・ 3歳児未満児、障がい児の年間の個別指導計画と3歳以上児は年間のクラス単位の指導計画が作成され、各クラスの基本的な生活動作や5領域につながる環境提供等の養育プログラムとしての週・月案に乗せた保育が行われています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
＜コメント＞ ・ 日常の子どもの生活日課の様子やイベント、行事等での子どもの生き生き遊び取組む姿を定期的に写真等で玄関掲示等する等の検証等が実施され、クラス単位に作成される指導計画（週・月案）に対する養育支援の評価・振り返りが行われ、次の月の週・月案へ反映されています。 ・ 年間の個人面談（2回）が実施され、保護者との情報交換による一人ひとりの子どもの家庭での様子の聴き取りや保育所での活動状況の報告による保育支援の共有を図る等、保育経過記録に反映した保育が行われています。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
＜コメント＞ ・ I C T化の促進による各種記録類（日誌、保育経過記録、職員会議録、児童簿、指導計画等）の職員間の共有化をされています。 ・ 保育の業務ソフトを活用した記録フォーマットへの記録方法の統一化による職員間の共有を図り業務運営が行われています。 ・ 各クラスの日誌は、毎日子どもの様子や主な取組み等が記録され、所長・主任による検証が実施され、円滑な保育運営に向けた取組みが行われています。 ・ 職員間の業務状況等を考慮した記録作成が行われており、業務時間内に完了する等の事務作業が行われています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
＜コメント＞ ・ 個人情報保護マニュアルに基づき、子どもの記録の補完、保存、廃棄、情報の提供に関する規定が定められています。 ・ 職員は、入職時に個人情報保護遵守に関する誓約書の提出が行われています。 ・ 入所のしおりに於いて、保護者等への個人情報保護に関する説明や園だより等での子どもの写真の掲載等の同意を受ける等の理解を得られた対応が行われています。 ・ 個人情報記録資料は、書庫保存等、情報保護管理責任者である所長による管理が行われています。		

内容評価基準（20 項目）

A－1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> ・ 保育所保育指針に従って、渡津保育所の理念・保育方針に基づき、年齢別保育目標に加えて、保育所保育指針の3つの柱、養育・教育等に関する年齢単位の目指す子どもの姿に向けた全体的な計画が作成されています。 ・ 目標の達成を支えるための健康支援、食育の推進、衛生管理・安全管理、災害への備え、子育て支援、小学校との連携、職員の資質向上等の計画作成による保育が行われています。 ・ 全体的な計画の策定は、保育計画の各クラス等の進捗や振り返り等を検証し、前年度の評価が実施され、新たな年度の計画が作成されています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> ・ 自然に恵まれた保育環境の中で、外遊び（シャボン玉あそび、江の川河川敷散歩、泥んこ遊び）、江津自然の家での自然の中での発見や興味（ネイチャーゲームへの参加）や室内遊びの運動遊び、石見神楽等、多様な才能を発揮している子ども達の笑顔の姿が想定され、自己肯定感を育む環境の提供が行われています。 ・ 施設の園舎は歴史を感じる建物ですが、職員の皆さんが清掃や消毒等、清潔感のある空間の維持に努められています。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> ・ 安心して過ごせる環境の中で、全ての子ども一人ひとりの保育経過記録等が作成され、豊富な経験を備えた職員によるそれぞれの成長の姿を細部に把握した保育が行われています。 ・ 一人ひとりの子どもを尊重した保育についての園内研修（公開保育時での幼児教育センター指導、市の巡回相談でのアドバイス等を基に）が実施されています。 ・ 職員は、子どもの危険を察知した場合以外、制止する言葉を不用意に使用しないように、気を付けておられます。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>		

・子どもの発達段階に応じた指導計画（週・月案）に沿って、基本的な生活習慣を身につけるための支援、食育支援、衛生管理・安全管理等に取り組まれています。 ・毎月、一人ひとりの発達状況やクラス単位で生活習慣等の振り返りが行われ、月齢目安の成長過程に於いて、必要と考える場合は、巡回相談の保健師の方々のアドバイス等を共有しながらの支援が行われています。 ・保護者との個別懇談等で生活習慣についての情報交換の実施や毎月の園だより、保健だより（年4回）等に於いて、生活習慣の取得に向けた家庭環境や生活リズム等についてのコラムを発信する等の取り組みが行われています。 ・今後に於いても家庭と保育所の連携による生活習慣等の育みに期待します。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
＜コメント＞ ・一人ひとりの子どもの思いを重視し友だちと一緒に活動できる環境の提供が行われています ・外遊びとして、近所の河川敷の草原までの散歩や季節に応じた虫取り、草すべり等の遊びに加えて、園庭でのかけっこ、サッカー、風揚げ、全園児でのシャボン玉遊び、泥んこ遊びや園内の絵本の読書、お絵描き、神楽舞い、リズム運動遊び等、集団生活の中で、自分の好きな遊びの保育環境が多く提供されています。 ・特に異年齢児間の関わりを大事に、日常生活や遊びの中から学ぶ幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿を念頭に置いて子どもの姿を捉え、職員間の共通認識（KJ法での遊びと育みのプロセスを体系化）を図る等の保育支援が行われています。 ・警察による交通安全教室（年2回）による交通ルールの習得や消防訓練による火の用心等の安全・安心につながる取り組みが行われています。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ・乳児保育（0歳児）は、個別指導計画（週・月案）が作成され、毎朝の送迎後の検温や健康観察等を行い、愛着関係を大事にした保育が行われています。 ・乳児室（ベビーベット区分等）、室温・湿度管理、暖房器具、乳児トイレ、沐浴室、乳児用のテラス、小さなすべり台等の安全・安心な環境整備が行われています。 ・月齢の差に考慮した乳児の一人ひとりの生活リズムを大切にし、安全に過ごすための保育や職員の優しい表情や喃語等への語り掛けにより安心感が得られるように、反応を受止める等の保育が行われています。 ・様々なものに興味や関心を抱くために、職員の試行錯誤による素材等を検討した手作り玩具の作成が行われています。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

＜コメント＞ ・ 1 歳児、2 歳児の指導計画（週・月案）にそれぞれの成長過程の目的（安心・安全に過ごす、自我の目覚め、信頼関係を築く等）や5 領域が明確に示され、イヤイヤ時期の思いの受け止め、自己主張や友だちとのトラブル対応への仲裁等が行われています。 ・ 自分でやろうとする気持ちが芽生える等、職員は、安全に挑戦できるように見守りを基本とした保育が行われています。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3 歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ・ 3 歳児～5 歳児までの各クラスの指導計画（週・月案）がそれぞれ成長過程で作成され、5 領域の成長目的に向けた養育環境の提供を行い、子どもの育つ姿を幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を念頭に置いて捉え、職員の協議を重ねて掲示物を作成され、施設内の壁面（模造紙展示）に貼り出して、保護者等の理解を深めようと努力されています。 ・ 3 歳以上になると基本的な生活習慣や保育所での必要な習慣を身に付けて、自然への関わりや友だちとの遊びや異年齢への参加等による遊びのルールを学び、自由な表現や相手の気持ちを理解する等の養育支援を行うこととされています。 ・ 保育園行事の中心的役割となり、運動会、ハロウィン、発表会、ネイチャーゲーム等の各準備や参加による友達の協調性を深める活動が行われています。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ・ 医療機関等からの医療的ケア指示書や保護者からの承諾書による障がい特性に基づく、個別指導計画（週・月案）が作成されています。 日常の遊び、生活支援や各種行事参加等、個人日誌記録等及び連絡帳等での保護者との情報交換（送迎時の対応等）が行われています。 ・ バリアフリー化が図られた施設ではありませんが、障がい児保育の研修等を受講した職員や医療機関（医療福祉センター等）との連携により健常児の子どもと一緒に育む保育が行われています。 また、江津市全域の保育園児に日・祝日に保護者都合等を受止めた休日保育（但し、定員数や申込み日の規程や日・祝日の保育を受けた子どもの平日振替休みの実施があり）の対応が行われる等、市立としての役割・機能を発揮されています。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
＜コメント＞ ・ 事前の予約による夕方6時から7時までの延長保育（平日）が行われています。 本読みやそれぞれが自由な玩具遊び等、異年齢による同一保育室での保育や6時からおやつ提供が行われています。		

・ 早番と遅番時間に発生した事柄については、職員回覧事項とヒヤリハットファイル等での引継ぎが行われ、お迎えの保護者等へ引継ぎ報告が行われています。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
＜コメント＞ ・ 江津市幼小連携・接続推進会議、幼小合同研修会を通じて、小学校との協議を重ね、今年度、校区の「架け橋期のカリキュラム」を作成しておられます。 ・ 渡津小学校との協議の中で、保育所は子どもが成長に向けての土台作りの場として、生き抜く力を養う（非認知力、粘り強さ、自己肯定感、協調性、表現力等）ための取組みとしての保育環境の整備が行われています。 ・ 小学校一年生の生活科の授業（秋祭り）へ保育園児の５歳児が参加する等、一緒に秋祭りにちなんだ遊びを教えてもらい、更には、ゲーム等での楽しみ会を経験する等、１年生に就学するのを心待ちにしておられます。 ・ 小学校就学前の児童保育要録等の作成は、保護者懇談会（毎年２月）後に実施されています。		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞ ・ 子どもの既往歴や予防接種等、健康診断表や家庭調査票が作成され、朝夕の子どもの健康状況や職員間での情報共有等、怪我や体調の不調等は、所長・主任に伝え、必要な緊急対応や保護者連絡等が行われることとなっています。 ・ 全体的な計画の衛生管理・安全管理に基づき、連絡帳、玄関先感染症発生表示、緊急時のマチコミメール等の感染症予防対策の実施、感染のお知らせ、室内外の安全点検（環境管理担当が中心となる、毎月実施）、防犯訓練実施等の不審者対応の取組みが行われています。 ・ 乳幼児突発死症候群（SIDS）マニュアルに基づき、定期的に予防対応等が周知共有され、０歳児のSIDSチェックは５分間隔、１歳児からは１５分間隔が実施（タブレットに記録）され、午睡に於ける事故の発生防止に取り組まれています。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ ・ 年間保健計画が策定され、健康診断（年２回）、歯科検診（年２回）、毎日のフッ化物洗口実施（４歳、５歳児）が行われ、保護者へ検診等の結果表を報告されています。 ・ 医療機関への再診察が必要な場合は、かかりつけ医等への受診をお願いされています。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞ ・ アレルギー対応ガイドラインに沿って、医療機関からのアレルギー児の健康診断票（食物の除去指示書等）の提出を受け、保護者との面接から疾患等の状況を把握すると共に、保育士、調理担当でアレルギー対応食等の詳細な打合せに基づき、食事のトレイ、食器の色の変更や給食時の		

席の配置、食事提供時の点検等の対応が行われています。 ・慢性疾患のある子どもがある場合は、関係機関と連携を図り、リハビリ見学や指導を受ける等、その報告書（対応に関する注意事項等）を職員間で回覧する等による理解を深める取組みが行われています。 ・現在、アレルギー疾患のある子どもの在籍がいない状況ですが、アレルギー疾患のある子どもは半年に1回の検診が実施されることとなっています。 また、エピペンの研修の受講等した職員が在籍しておられます。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
＜コメント＞ ・食事調査票（離乳期）、家庭における食品摂取状況チェック（幼児期）等に基づき、3歳未満児の給食の提供が行われ、3歳以上は、毎日バイキング形式の子どもが食べる量を自分で盛り付ける食事の提供や誕生日食で食事を楽しまれています。 食事前後の弁当包みを結んだり解いたりする経験も大切にされています。 ・食育計画が作成され、調理員の栄養計算による献立表が作成されています。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
＜コメント＞ ・衛生管理体制として、調理師、所長の検食チェックの徹底による子どもが安心して食べることのできる食事の提供が行われています。 ・定期的に調理員が食事の様子を見て回る等、個別の対応が必要な場合の工夫等の対応が行われることとなっています。 ・献立メニューは、毎月、保護者へ提供され、当日の給食のレシピ等を玄関掲示する等、必要な保護者への配布も行われています。		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
＜コメント＞ ・毎年の保護者総会（入所のしおり等）、年間2回の保護者懇談会、保育参観、連絡ノート、園だより、クラスだより等に加えて、日々の送迎時の保護者対応が行われています。 ・定期的に行う保育状況等の見える化（遊びやイベント写真やコメント等）により保護者との関係性が深く感じられます。 ・現在の子どもの姿の検証や子どもの成長を共に振り返り、これからの成長に向けた意識の共有を図るためのドキュメンテーション等の充実と保護者の理解が深まる工夫に期待します。		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ・ 所長による朝の子どもの登所のお迎えや降所時の保護者への挨拶や声掛け等が行われています。 ・ 今回の保護者アンケートでは、児童同士の触れ合いが多く、子ども達が優しく、年少児の面倒を見る等の子が多数いる印象を持つ保護者や児童が少ない分、先生方の目が良く行き届いている等々の意見を受け、保護者の安心感が伺えます。 ・ 配慮が必要な子どもに対する医療関係等の専門的な見地が必要な場合は、巡回相談（市の保健師）等によるアドバイスや医療機関への対応等、適切な支援が行われています。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> ・ 虐待防止マニュアルに基づき、朝の視診によるケガ等の兆候や体調変化等の気になる子どもの把握に努められています。 - 対策が必要な場合は、市の子育て支援課へ報告して家庭支援が必要な場合の対応が行われることとなっています。 ・ 施設玄関先にも１８９（家庭庁の「児童相談所虐待対応ダイヤル」）のポスター掲示が行われています。		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> ・ 各クラス単位の保育士（リーダーを中心とする）によって指導計画（週・月案）に対する保育の実施状況の検証と良かった点や課題等の分析が実施され、必要な改善対策や新たな保育環境への提供に向けた取組みが行われています。 ・ 職員一人の事業目標等に対する自己チェックシートを活用した個人の養護と教育の実施状況について、振り返り、所長等との面談による検証が行われ、職員としてのプロ保育士等の専門性（業務遂行能力等）を高めるための研修や資格取得等への指導、また、アドバイスや職員からの要望等の受け止めが行われています。		